

令和5年度において実施を見込む直轄事業について

令和5年度において実施を見込む直轄事業（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく事業評価の対象となっているものをいう。）は、以下のとおりです。
このほか林野公共事業については、対象地区ごとの事業内容の決定に合わせて、評価書を公表するものがあります。

〔農業農村整備事業〕

実施 都道府県名	事業名	地区名	全体 事業費 (億円)	費用便益比 B/C	備考
北海道	国営かんがい排水事業	風連多寄	50	1.11	
北海道	国営かんがい排水事業	網走川豊住	130	1.24	
北海道	国営かんがい排水事業	笹川	40	1.34	
北海道	国営かんがい排水事業	新更別	150	1.21	
愛媛県	国営かんがい排水事業	道前道後用水	230	1.68	
宮崎県	国営かんがい排水事業	一ツ瀬川	126	1.33	
福岡県 佐賀県	独立行政法人水資源機構事業	筑後川下流用水	630	1.47	

〔水産関係公共事業〕

北海道	直轄特定漁港漁場整備事業 (直轄漁港整備事業)	青苗	48	1.44	
北海道	直轄特定漁港漁場整備事業 (直轄漁港整備事業)	登別	69	1.35	
北海道	直轄特定漁港漁場整備事業 (直轄漁港整備事業)	ウトロ	62	1.20	

◇ 個々の事業評価書は、以下に掲載。

（農村振興局）<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/jigyohyouka/R04-1/r4jizen.html>

（水産庁）https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/r4/220830_1.html

B/C……事業の総費用(Cost)と総便益(Benefit)の比であり、新規着手や継続などを判断する指標。

総便益(B)……事業の実施により、評価期間中に発生する効果を金銭価値化したものの総計。

総費用(C)……全体事業費とその他の費用(関連事業費、評価期間中に必要な再整備費等)の総計。